

## 東扇島東公園における大規模イベント調整庁内検討会議 設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 東扇島東公園における大規模イベント開催のあり方を検討し、基本的な考え方を明らかにするため、東扇島東公園における大規模イベント調整庁内検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 東扇島東公園の大規模イベント開催のあり方に関すること。
- (2) 東扇島東公園における大規模イベント開催等に当たっての指針に関すること。
- (3) 大規模イベントの局内調整に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。

### (検討会議の運営)

第4条 検討会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、検討会議を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、臨時の委員を置くことができる。

### (作業部会)

第5条 検討会議に、その所掌事項に関する実務的な作業を行うため、作業部会を置くことができる。

### (事務局)

第6条 検討会議の庶務は、港湾局港湾振興部誘致振興課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は港湾局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

委員 長	港湾局港湾振興部長
副委員 長	港湾局川崎港管理センター所長
委 員	港湾局川崎港管理センター副所長 港湾局港湾振興部 庶務課長 港湾局港湾振興部 誘致振興課長 港湾局港湾経営部 経営企画課長 港湾局川崎港管理センター 港営課長